
プロジェクト リース

項目 公開草案を公表する必要性の有無等に関する検討

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2023 年 5 月 2 日に、企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 73 号「リースに関する会計基準の適用指針（案）」及びその他の会計基準等の改正案（以下「本公開草案」という。）を公表した。¹
2. 本公開草案に対するコメントは 2023 年 8 月 4 日に締め切られ、45 通のコメント・レター（団体等 32 通、個人 13 通）が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。
3. 資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を公表する必要性の有無等について検討することを目的としている。

公開草案を公表することの必要性

（経緯）

4. 本公開草案に対して、企業結合時における使用権資産及びリース負債の認識、測定に関して IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）と同様の簡便的な取扱いについて検討すべきであるとのコメントが寄せられた。
5. 前項コメントに対して、企業会計基準委員会では、現行の企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「結合分離適用指針」という。）の原則的な取扱いである「時価を基礎として取得原価を配分する」取扱いは変更せず、IFRS 第 3 号と同様の取得原価の配分方法も選択適用できるように結合分離適用指針を改正する対応としている。
6. ここで、本公開草案の公表時には、結合分離適用指針を改正する公開草案を公表していなかったため、以下では公開草案の公表に関する手続に関する検討を行う。

（適正手続規則）

¹ 本資料では、企業会計基準「リースに関する会計基準」を「会計基準」、企業会計基準適用指針「リースに関する会計基準の適用指針」を「適用指針」として表記している。

7. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)では、公開草案の公表に関して次の規則が定められている。
 - (1) 「企業会計基準等の開発及び修正国際基準の開発を行う場合、原則として、公開草案を公表し、広く一般からの意見を募集する。ただし、重要性が乏しい場合など、委員長の判断により、委員会の議決を経て、公開草案を公表しないことができる。(以下略)」(適正手続規則第20条第1項)
 - (2) 「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」(適正手続規則第20条第5項)

(ASBJ事務局による検討)

8. 本公開草案の公表時には結合分離適用指針において本資料第5項に関する特段の手当てを行っていないため、本公開草案に結合分離適用指針の改正案を含めていない。この点、本公開草案の公表時に企業結合における使用権資産・リース負債への取得原価の配分は、原則として時価を基礎として行うことを黙示的に提案していたともいえる。この黙示的な提案に対して本資料第4項のコメントが寄せられ、寄せられたコメントに対応して、結合分離適用指針にリース料の現在価値を基礎として取得原価を配分する例外を認める選択を設けることとした。この側面に焦点を当てると、適正手続規則第20条第5項の規定に従い、公開草案を再度公表する必要性の有無等に関して検討を行うことになると考えられる。

一方、結合分離適用指針を改正する公開草案を公表していないという外観がある側面に焦点を当てると、適正手続規則第20条第1項の規定に従い、公開草案を公表する必要性の有無等に関して検討を行うことになると考えられる。
9. まず、公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討については、審議事項(1)-2-2で検討のとおり結合分離適用指針の改正に関して再度公開草案を公表する必要はないと判断している。
10. 次に、公開草案を公表する必要性の有無等に関する検討については、関係者に対して広く一般からの意見を募集することの必要性の観点からは本公開草案の公表の中ですでに関係者に対して意見を聴取しており、新たに公開草案を公表する状況とは異なるものと考えられる。また、結合分離適用指針の改正は、実務上の対応の観点から代替的な会計処理を定めるものであるため、結合分離適用指針の会計処理の原則を変更するものではない。したがって、「重要性が乏しい場合など」の「など」に該当するものとして、委員長の判断により、委員会の議決を経て、公開草案を公表しないことが妥当であると考えられる。

11. 以上を踏まえ、適正手続規則第 20 条第 1 項及び第 5 項のいずれの観点からも、公開草案の公表又は再公開草案の公表は不要であると考えられる。

(対応案)

12. 本資料第 8 項から前項までの検討を踏まえ、次の対応が考えられる。

- (1) 適正手続規則第 20 条第 1 項への対応として、適正手続上、広く瑕疵がないようにする観点から、リース会計基準の公表時に結合分離適用指針の公開草案を公表しないとする委員長判断のもと、委員会の議決を行う。
- (2) 適正手続規則第 20 条第 5 項への対応として、公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討を行う（審議事項(1)-2-2）。

ディスカッション・ポイント

前項の対応案についてご意見を頂きたい。

以 上